

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成16年6月7日京都市条例第7号）（消防局総務部庶務課）

公務上の災害を受けた消防団員及び消防作業に従事したこと等により災害を受けた者並びにこれらの遺族に対する損害補償の適正化を図るため、補償基礎額及び介護補償の額を改定することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 補償基礎額の改定

- (1) 公務上の災害を受けた消防団員（勤務年数が10年未満の部長、班長及び団員を除く。）に係る補償基礎額を次のとおり引き下げます。

階 級		勤 務 年 数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	改正前	12,600 ^円	13,500 ^円	14,400 ^円
	改正後	12,470	13,340	14,200
分団長及び副分 団長	改正前	10,800	11,700	12,600
	改正後	10,740	11,600	12,470
部長、班長及び 団員	改正前	9,000	9,900	10,800
	改正後	9,000	9,870	10,740

- (2) 消防作業に従事したこと等により災害を受けた者に係る補償基礎額の最高額を14,400円から14,200円に引き下げます。

- (3) 扶養親族である配偶者に係る補償基礎額の加算額を467円から450円に引き下げます。

2 介護補償の額の改定

- (1) 介護に要する費用を支出して介護を受けた場合の介護補償の限度額を次のとおり引き下げます。

区 分	改 正 前	改 正 後
常時介護を要する場合	106,100 ^円	104,970 ^円
随時介護を要する場合	53,050	52,490

(2) 親族又はこれに準じる者による介護を受けた場合の介護補償の最低保障額を次のとおり引き下げます。

区 分	改 正 前	改 正 後
常時介護を要する場合	57,580 ^円	56,950 ^円
随時介護を要する場合	28,790	28,480

この条例は、平成16年7月1日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用することとしました。

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年6月7日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第7号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第1条中「消防団員（）」の右に「別表第1部長，班長及び団員の項を除き，」を加える。

第5条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同項第1号中「属していた階級」の右に「（消防組織法第15条の6第2項に規定する消防団員の階級をいう。以下同じ。）」を加え，同項第2号中「14，400円」を「14，200円」に改め，同条第3項各号列記以外の部分中「467円」を「450円」に改める。

第9条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同条第2項第1号中「106，100円」を「104，970円」に改め，同項第2号中「57，580円」を「56，950円」に改め，同項第3号中「53，050円」を「52，490円」に改め，同項第4号中「28，790円」を「28，480円」に改める。

別表第1備考以外の部分中

12,600 ^円	13,500 ^円	14,400 ^円
10,800	11,700	12,600
9,000	9,900	10,800

を

」

12,470 ^円	13,340 ^円	14,200 ^円
10,740	11,600	12,470
9,000	9,870	10,740

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市消防団員等公務災害等補償条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(消防局総務部庶務課)